

## 長野市環境基本計画改定支援業務委託 業務仕様書

### 1 委託業務名 長野市環境基本計画改定支援業務委託

### 2 業務の目的

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12(2000)年3月に「長野市環境基本計画」を策定し、本市の望ましい環境像の実現に向け環境政策を展開している。

国内外の社会経済情勢や法制度等、環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきており、令和4(2022)年3月に改定を行った現行計画では、環境行政全体として気候変動対策を強く推進するものとし各施策に基づき取組を進め、本計画も令和9(2027)年3月に計画期間の満了を迎える。

本業務では、次期長野市環境基本計画の改定に向け、地域特性などの基礎調査や市民アンケート実施、目指す環境像、基本方針、具体的な施策等について再検討するとともに、本計画に包含している地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画及び生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の改定を行い、環境に関する施策の効率的かつ効果的な進捗を図ることを目的とする。

### 3 委託期間 契約締結日から令和9(2027)年3月31日まで

### 4 計画改定の基本方針

- (1) 現行の計画の内容を承継し、かつ現行計画の評価も踏まえつつ、長野市(以下、「市」という。)における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とすること。
- (2) 国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、市の特性に合わせた計画にすること。
- (3) 市が策定している「第五次長野市総合計画」との整合を図りつつ、市の関連計画の環境関連施策とも整合・連携させた計画とすること。
- (4) 市民、事業者と行政の共働による施策の推進という考えを踏まえること。
- (5) 施策評価について、評価方法を提案するとともに、分かりやすく、把握しやすい指標を用いるなど点検・評価・改善しやすいものにする。
- (6) 計画期間は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5年間とすること。

### 5 業務の内容

#### (1) 基礎調査(環境データの整理) 【令和7年度】

##### ア 環境基本計画

##### ①社会・環境の動向と市の現況分析の整理

- ②関係法令や国際情勢、国・県の動向調査
- イ 地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）
  - ①地球温暖化対策の動向と現況分析の整理
  - ②温室効果ガス排出量の増減分析及び将来推計
  - ③市内・市役所内の温室効果ガスや再エネ導入状況に関する状況分析
  - ④関係法令や国際情勢、国・県の動向調査
- ウ 地域気候変動適応計画
  - ①市における気候情報の整理及び分析
  - ②行政機関から発出される気候変動予測に関する情報収集と将来の影響の整理
- エ 生物多様性地域戦略
  - ①市内の生物多様性に関する情報の整理
  - ②関係法令や国際情勢、国・県の動向調査

(2) アンケートにおける市民・事業者の意見の把握【令和7年度】

市の環境や気候変動に対する現状認識や取組状況、環境施策に対するニーズ等を把握するため、市民、事業者等を対象にアンケートを実施する。

調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民：<u>2,000件</u>（無作為抽出による市内在住の満18歳以上）</li> <li>・事業者：<u>従業員10人以上の事業所500社</u></li> </ul>
作業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の項目（<u>50問以内</u>）、調査方法の検討及び立案</li> <li>・調査票の作成及び印刷</li> <li>・調査票の発送及び回収</li> <li>・調査結果の集計及び分析</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査票の返送の他、「ながの電子申請サービス」を利用したWEB システムでの回答を可能とすること。</li> <li>・アンケートに要する用紙及び封筒の購入、印刷、封入、発送、返送に伴う経費については受託者負担とする。</li> <li>・調査対象の抽出および「ながの電子申請サービス」による回答受付は市が行うこととし、その経費等は市の負担とする。</li> </ul>

(3) 計画骨子の作成【令和7年度】

本計画の基本的事項及び施策体系の見直しを行い、施策の方向性を含めて骨子として取りまとめる。

(4) 計画案の作成【令和7年度及び令和8年度】

ア 環境基本計画

次に掲げる事項その他環境基本計画に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ①目指すべき将来像・将来ビジョン
- ②環境政策の方向性
- ③進捗管理する目標値及び指標
- ④取り組むべき施策及び施策の基本方針

- ⑤施策の体系及び施策ごとの事業の設定
- ⑦関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

#### イ 地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）

次に掲げる事項その他地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ①目指すべき将来像・将来ビジョン
- ②2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素シナリオ
- ③温室効果ガス排出量削減目標、対策及び施策の実施に関する目標その他の目標
- ④世界首長誓約/日本の誓約事項の実施に向けた温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策
- ⑤再エネ、コジェネ、地域電力小売事業などのエネルギー地産地消の取組の追加
- ⑥2030年における国の削減目標レベル以上の削減目標の設定及びそのための具体的取組の追加
- ⑦地域脱炭素化促進事業
- ⑧関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

#### ウ 地域気候変動適応計画

次に掲げる事項その他地域気候変動適応計画に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ①目指すべき将来像
- ②気候変動の影響及びリスク
- ③既存施策の有効性評価及び施策の基本方針
- ④気候変動の影響に応じた適応策

#### エ 生物多様性地域戦略

次に掲げる事項その他生物多様性地域戦略に定めるべき事項について、整理、検討及び立案を行い、素案を作成すること。

- ①目指すべき将来像・将来ビジョン
- ②生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標
- ③統合的・計画的に講ずべき施策及び施策の基本方針
- ④関係主体別の役割及び行動並びに関係主体間の連携

#### (5) 計画の推進体制の検討及び立案【令和8年度】

環境基本計画（地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画及び生物多様性地域戦略を含む。）の推進（進行管理、効果の検証並びに施策及び事業の見直し及び改善）体制の検討及び提案を行うものとする。

#### (6) パブリックコメントの実施支援【令和8年度】

市のHPや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。

また、パブリックコメントで寄せられた市民からの意見を取りまとめ、回答案を作成する。

(7) 計画及び概要版の作成【令和8年度】

計画案に対する各種及びパブリックコメントの結果を反映し、計画及び概要版を作成する。

(8) 会議等の支援【令和7年度及び令和8年度】

受託者は、委託者が開催する長野市環境審議会（R7：2回、R8：4回開催予定）及びその他必要に応じて基本計画等改定に係る会議等に出席し、資料の作成、議事録の作成及び必要に応じて説明を行う。

6 成果品

(1) 令和7年度

ア 中間報告書（パイプファイル） 1部

イ 中間報告書データ（電子媒体※） 1式

※電子媒体はPDF形式の他、編集可能なオリジナルデータもあわせて納品

(2) 令和8年度

ア 報告書（パイプファイル） 1部

イ 報告書データ（電子媒体※） 1式

ウ 計画書（A4版） 50部

エ 計画書（A4版）の印刷用データ（電子媒体※） 1式

オ 計画書概要版 50部

カ 計画書概要版の印刷用データ（電子媒体※） 1式

※電子媒体はPDF形式の他、編集可能なオリジナルデータもあわせて納品

(3) 本業務における仕様書に定める成果品以外にも、市が必要な資料や説明を求めた場合は、協力すること。

7 業務履行に当たっての留意事項

(1) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

エ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

(2) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受

託者の負担とする。

(3) 守秘義務

ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 著作権及び所有権に関する事項

本業務において作成したデータ結果及び作成データの著作権並びに所有権は、長野市に帰属するものとする。

8 協議及び報告

(1) 業務内容に疑義が生じた場合には、受託者は速やかに市と協議し、その指示を受けることとする。

(2) 受託者は、協議の都度、議事録を作成し、委託者に提出するものとする。

(3) 受託者は、業務を実施するにあたり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うこと。

9 作業スケジュール

下図は大まかな作業期間であり、作業スケジュールはこれを基本とする。

[令和7年度]

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査												
市民・事業者意識調査												
計画骨子作成												
計画案作成												
会議等支援												

[令和8年度]

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画案作成	■	■	■	■	■	■	■					
計画推進体制検討					■	■	■					
パブリックコメント								■	■	■		
計画及び概要版作成								■	■	■	■	
成果品												■
会議等支援				■		■	■			■		

10 支払条件

完了払いとする。但し、請負の完成前の令和7年度末は、出来高に応じて部分払いを行う。

11 その他事項

この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。